

# 大和田坂田キャンパス地区地区計画の内容

君津都市計画地区計画の決定（大和田坂田キャンパス地区） 君津市告示第61号 令和8年3月27日

名称		大和田坂田キャンパス地区地区計画	
位置		君津市大和田字花里山及び坂田字蛇坂、字谷、字丘鳥打、字小竜、字志毛の各一部の区域	
面積		約3.4ha	
地区計画の目標		<p>旧大和田小学校用地である本地区は、周辺に周西の丘小学校、周西中学校、県立君津高等学校という学校種別の異なる3校が建ち並び、本地区を含めて「学園の丘」と言うべき特徴的な街並みを形成している地域に位置している。</p> <p>君津市都市計画マスタープランでは、土地利用の配置・誘導方針として、一団の公共公益施設地として位置づけられ、さらに市街地整備の基本方針として、公共施設再整備の推進を掲げ、公共施設の再整備にあたっては、民間活力の効果的な導入や学校跡施設などの未利用財産の有効活用により、魅力ある公共空間の創出と、公共施設を拠点とした活力あるまちづくりを推進するとしている。</p> <p>このため、本地区については、「学園の丘」にふさわしい土地利用の誘導と周辺の居住環境や景観と調和のとれた街並み形成の維持・保全を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	校舎、屋内運動場、グラウンドなどの学校施設を適切に配置することで、生徒の学習活動や運動活動を効率的に支援し、教育環境を充実させる。	
	建築物等の整備の方針	学校施設を整備するにあたり、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限について必要な基準を定める。	
	緑化の方針	緑豊かで快適な教育環境を形成するため、生垣や草花等の植栽による地区内緑化に努める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りではない。 1. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3. 公衆浴場 4. 病院 5. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6. 単独車庫（附属車庫を除く）
		建築物の敷地面積の最低限度	500m <sup>2</sup>
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1m以上後退させなければならない。
		建築物等の高さの最高限度	20m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び屋外広告物の色彩は、君津市景観計画に定めた色彩基準を満たすものとする。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する、かき又はさく（門柱及び門の袖等を除く）の構造は生垣又はフェンス、鉄柵等透視可能なものとする。 ただし、フェンス等の基礎で宅地からの高さが0.6m以下のものはこの限りでない。	

「区域は計画図表示のとおり」